

コンタクトレンズ検査料について

当院の医師は厚生労働省が定める経験を有し、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、届出を行い、下記の点数を算定しております。

1.初診料:291 点

2.再診料:75 点

3.コンタクトレンズ検査料1:200 点

※厚生労働省が定める疾病の場合、コンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。